

2020年度春セメスター FIRST プログラム【台湾】 (Freshman Intercultural Relations Study Trip) Program 募集要項

1. 科目概要と授業の特色について

FIRST (Freshman Intercultural Relations Study Trip) プログラムは1回生向けの海外学習入門プログラムです。2007年度より開始し、韓国・台湾・香港・日本にて実施し、これまでに多くの学生が様々な体験をしてきました。

FIRST プログラムの最大の特徴は、学外実習で取り組む「異文化オリエンテーリング」で、少人数のグループごとに自分たちの力で目的地を目指し、現地でアンケート調査などのリサーチ活動を行います。世界の言語、文化やその地域の人々との交流に興味を持ち、APUの国際的な学習環境やキャンパスライフを最大限に活用したいと考える学生に最適のプログラムです。交換留学などの海外プログラム参加を目指す学生にも推奨します。

なお、多文化多言語環境の更なる活用能力向上を促進するために、FIRST参加者に対しSECONDプログラムへの参加を推奨しています。より高いレベル向上を希望される方は、SECONDプログラムの募集要項も合わせて確認してください。


2. プログラムの詳細について

2020年度春セメスターのFIRSTプログラムは以下の内容で実施されます。

科目名	「異文化フィールドワークⅠ」(共通教養科目)
担当教員	近藤祐一 教授 / 筒井久美子 准教授 / JUNG Jong Hee 特任講師
実施形態	事前・事後講義および海外実習(台湾フィールドリサーチ)
実習期間	Aグループ: 2020年6月1日(月)~6月5日(金) Bグループ: 2020年6月2日(火)~6月6日(土) ※参加者を2グループに分けて派遣します。
履修登録	2020年度春セメスター科目として登録(自動登録)
単位	2単位(2020年春セメスターの履修科目登録上限単位数に含みません)
成績	「P(合格)」または「F(不合格)」
開講言語	日本語
派遣人数	最大310名

3. プログラムへの申請と選考について

申請書類に不備がある場合は、選考対象となりませんので注意してください。
募集要項の内容を確認し、了承の上申請してください。

申請資格	申請時点において、次の要件を満たす学生。 ① 1-2セメスターの国内学生(言語基準を問わない)であること。 ② 申請時点で2セメスター生である者については、1セメスター修了時に14単位以上修得していること。 ※ただし、日本語基準または日本語中上級を修了した、1-2セメスターの国際学生も申請可能です。 ※国際学生は、台湾への入国ビザの手続きを実習までに各自で行うことが条件です。
申請方法	オンライン申請フォームもしくは申請用紙のどちらでも申請可能です。申請用紙はアカデミック・オフィス(B棟1階)内の提出BOXに投函してください。 ※オンラインフォームでの提出にご協力ください。 ※下記URLは申請期間に合わせてアクセス可能となります。 https://survey2.apu.ac.jp/limesurvey/index.php/336863?lang=ja 
申請期間	2020年4月1日(水)~4月15日(水) 16:30 締切
選考方法	志望理由書を重視した書類審査により選考を行います。必要に応じて面接を行う場合があります。面接を無断で欠席した場合、参加意思が無いものと見なします。

合格発表	2020年4月20日(月)17:00以降にCampus Terminalの【あなた宛の重要なお知らせ】にて通知します。
------	---

4. プログラムに関わるスケジュール

授業/実習		予定日時	内容
事前授業	1・2	4月29日(水)5・6限	TA紹介、参加者ガイダンス(予防接種、危機管理など) 授業オリエンテーション、リサーチ手法の理解
	3・4	5月6日(水)5・6限	派遣国の概観・言語の理解 リサーチトピックの設定
	5・6	5月13日(水)5・6限	保険・J-TASについて説明 リサーチトピックの設定、リサーチの準備
	7・8	5月20日(水)5・6限	出発前の案内 リサーチトピックの設定、リサーチの準備
実習		Aグループ: 6月1日(月)~6月5日(金) Bグループ: 6月2日(火)~6月6日(土)	フィールドリサーチ 振り返りミーティング
事後授業	1・2	6月10日(水)5・6限	振り返りディスカッション
	3・4	6月24日(水)5・6限	プレゼンテーション

※事前・事後授業の教室は、合格発表時に通知します。

※現地実習の派遣グループについては、第1回事前授業で発表します。



<事前授業>



<実習風景>



<事後授業/プレゼンテーション>

5. 参加条件

(1) 経費

プログラム参加にはプログラムに要する費用を支払う必要があります。

プログラムに要する費用	約70,000円(正確な金額は合格発表時に通知します)
支払期限	2020年4月30日(木) 12:00正午
振込明細書提出期限	2020年5月1日(金) 16:30

※支払方法および振込明細書の提出方法は、合格発表時に通知します。

※振込明細提出期限までに、振込明細書の提出がない場合はプログラムに参加することはできません。その場合は、「6. 免責事項・留意事項」に準じて取り扱います。

◎プログラムに要する費用の内訳は以下のとおりです。

プログラムに要する費用に含まれるもの	プログラムに要する費用に含まれないもの(自己負担するもの)
実習費	集合/解散場所と自宅間の交通費
往復貸切バス代(大分/別府⇄福岡空港)	実習中の台湾現地交通費
往復旅券(福岡空港⇄台北)	実習中の宿泊費4泊分
海外旅行保険料	実習中の食費・個人的な買い物等
危機管理サポートサービス料(J-TAS)	リサーチ活動に関わる備品、コピー代等

(2) 参加者において必要な手続き等

・パスポート

パスポート未取得者は、速やかに取得の手続きを開始し、やむを得ない場合を除き第1回目の事前授業(4月29日)までにパスポートを取得してください。なお、パスポート手配は参加者個人が責任もって行なうものとし、所定の期日※までに取得できない場合は参加を取り消します。その際にかかるキャンセル料は、参加者の負担となります。負担するキャンセル料と成績については「6. 免責事項・留意事項」に準じて取り扱います。また、パスポートの残存有効期間が、渡航国ごとに定められた期間に満たない場合は、入国できません(日本国籍の場合、帰国日までの有効期間が必要)。各自確認のうえ、早めに更新手続きを行ってください。

※本プログラムにおける、パスポート取得に関する所定の期日は5月21日(木)です。

※所定の期日とはプログラムへの参加取り消しが決定する最終の期日です。参加者には、合格発表時に別途パスポート情報の提出日および提出方法を案内します。参加者はやむを得ない場合を除き、この案内に沿ってパスポート情報を大学(または旅行会社)へ提出してください。

・査証(ビザ)

国際学生はビザ取得が必要な場合があるので、各自が事前にビザの要・不要を確認してください。ビザ取得は参加者個人が責任もって行なうものとし、所定の期日※までに取得できない場合は参加を取り消します。その際にかかるキャンセル料は、参加者の負担となります。負担するキャンセル料と成績については「6. 免責事項・留意事項」に準じて取り扱います。

【国際学生のみ】プログラム実施国のビザ以外に、日本の在留許可期限及び再入国許可の期限についても各自確認してください。在留許可期限の更新・再入国許可について分からないことがあれば、スチューデント・オフィスで確認してください。

※本プログラムにおける、査証(ビザ)取得に関する所定の期日は5月21日(木)です。

・保険

個人で既に加わっている場合も、APU及び派遣先大学が指定する海外旅行保険、JCSOS危機管理システム(J-TAS)への加入が必要です。保険加入に関する詳細は、事前授業で説明します。

・予防接種

事前授業にて、APUヘルスクリニックが推奨する予防接種の種類、推奨レベルを案内します。予防接種は必須ではないので、推奨レベル等の情報に基づき、接種するかどうが各自判断してください。接種を希望する場合は、各自ヘルスクリニックで受診の手続きを行ってください。

・誓約書

本プログラムに参加するにあたり、参加者には大学への「プログラムに参加するに当たっての遵守事項(誓約書)」の提出が義務づけられています。参加者は予め遵守事項を確認し、同意の上プログラムに参加してください。提出の期日および提出方法については、合格者に対し別途お知らせします。

6. 免責事項・留意事項

(1) 海外実習時における注意事項

本プログラムの実習期間中に、プログラムの当事者(APU、派遣先大学、現地機関)以外の第三者(組織、個人等)による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟、それに関わる対応等の責任を負わなければなりません。プログラム当事者(APU、派遣先大学、現地機関)はその責任を負いません。

(2) プログラムの中止や内容の変更、参加の取り消し

参加者の健康や安全を第一優先するため、実習先で天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、不可抗力に起因する事態が発生した場合やその他の事情等によりプログラムの中止や内容の変更を行う場合があります。プログラムの中止や内容が変更になる可能性も念頭においた上で、無理のない履修計画を行ってください。

受講態度や出席状況などを勘案し、受講不相当と判断された場合、合格発表後であっても、参加者のプログラム参加が取り消されることがあります。

(3) プログラム参加決定後(合格発表後)の辞退について

大学は皆さんがプログラム申請をした時点で参加の意思があるものとして選考を行います。プログラム参加者決定後(合格発表後)に人数の変更があった場合、プログラム自体の実施が不可能になることや、他の参加者へ追加料金が課される場合があります。従って、プログラム参加決定後(合格発表後)の辞退は認められません。申請する際は、事前にプログラム内容をよく確認し、辞退することがないように準備を行ってください。参加決定後(合格発表後)に辞退せざるを得ない状況が生じた場合は、辞退する学生本人がキャンセル料を支払う必要があります。辞退した者の成績評価は原則としてFとなります。

(4) キャンセル料について

参加者の事情により、プログラム開始前またはプログラム開始後に参加を中止する場合、辞退する学生は、その時点で既に発生した参加者にかかる費用を支払わなければなりません。キャ

ンセル料には、銀行手数料(海外送金手数料等)も含まれます。キャンセル料は、辞退時点で既に発生した諸費用の総額となります。既にプログラムに要する費用を大学に納入済みの場合、キャンセル料を差し引いた差額を返金します。返金手続きは、派遣先大学から APU への払い戻し等が必要な場合等、一定時間を要します。予めご了承ください。

(5) 履修計画について

本プログラムによる履修科目・修得単位数が、卒業までの履修計画において問題がないか、十分に確認してください。プログラム合格後に問題が判明した場合も、履修の特別配慮等しないので、自己責任において、プログラムの応募を行ってください。

7. その他

(1) 個人情報の取扱いについて

プログラム参加に関わる調整・手続きを進める上で、第三者(APU 教職員、APU ヘルスクリニック、派遣先大学・機関、旅行代理店、保険会社、危機管理サポート会社、宿泊施設、日本・参加学生の母国・派遣国の大使館・領事館・外務省等)に対して個人情報を提供することがあります。提供する情報には、氏名、性別、国籍、E メールアドレス、生年月日、パスポート番号、健康に関わる情報があります。

(2) 姿勢

プログラムでの経験が有益なものになるかどうかは、参加者自身の姿勢や努力が大きく左右します。海外で異文化を受け入れる柔軟性や積極的な学習姿勢を持つことが必要です。各自でプログラムの参加目的をしっかりと定めてください。なお、派遣前後に行う事前授業やガイダンスへの出席は必須です。無断欠席は認めません。その他、書類や課題などの提出期日は必ず守ってください。また、プログラム参加中は大学が定めたルールを守らなければなりません。大学が定めたルールとは、別添「プログラムに参加するにあたっての遵守事項(誓約書)」の他、飲酒、自動車・バイク運転、レジャースポーツの禁止があります。

(3) 宿泊

宿泊先では、宿泊施設の規則や指示に従ってください。

8. SECOND プログラムへのお誘い

SECOND プログラムとは、FIRST プログラムで学んだ多文化理解をさらに深めてより専門的に実践するプログラムです。SECOND プログラムの授業は日英両言語で行われ、実習では東南アジア諸国を約2週間かけて調査研究する中で、英語力、それぞれの国の人々との意思疎通などのコミュニケーション能力、専門科目に繋げることの出来る高いレベルの調査研究スキルを養います。興味のある学生は SECOND プログラムの募集要項を確認してください。

※今回 FIRST プログラムの申請書には SECOND プログラムを同時に申請することが出来る欄を設けています。両プログラムの参加を希望する学生は FIRST の申請書に記載すれば、1回で両プログラムの申請が完了します。

【FIRST/SECOND の特徴】

	FIRST (台湾)	SECOND
プログラムの目的	<ul style="list-style-type: none"> ・異文化体験 ・異文化理解 ・現地の人々との交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジアにまたがる多様な宗教文化の理解 ・フィールドにおける越境的な文化の理解 ・訪問国の政治・社会・経済システムの総合的な理解 ・グループ作業を通じた、日英両言語でのコミュニケーション深化
実習時期 (2020年1月31日時点)	<ul style="list-style-type: none"> ・春クォーターブレイク 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期休暇中
お勧めしたい学生	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化適応の基礎能力を実践的に身につけたい ・言語の壁を越えたコミュニケーション能力を身につけたい ・台湾に興味を持っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で大学レベルの学習に挑戦したい ・専門科目に繋がる調査・研究の基礎能力を身につけたい ・在学中に反対言語を上級レベルまで高めたい ・東南アジアに興味を持っている
グループワークの形態	<ul style="list-style-type: none"> ・おもに日本語基準学生 ・1グループ4~6名 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、日本語基準学生と英語基準学生混合グループ ・1グループ4名~6名
開講言語	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語および英語
実習先	<ul style="list-style-type: none"> ・台湾 	<ul style="list-style-type: none"> ・東南アジア (シンガポール・マレーシア・タイ・ラオス)

問い合わせ先：アカデミック・オフィス前田・大久保・橋爪・麻生
TEL：0977-78-1101 / Email：first@apu.ac.jp

2019年度 立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program

Off-campus Study Program(単位認定留学(EXPLORE)及びAPUグローバルリサーチプログラムを除く)に 参加するにあたっての遵守事項

1. 基本姿勢

立命館アジア太平洋大学 Off-campus Study Program (以下「プログラム」という。)に参加する学生は、次の点を遵守しなければならない

- (1) プログラムの目的と主旨を理解し、積極的に真面目な態度で勉学に励まなければならない。
- (2) 立命館アジア太平洋大学 (以下「本学」という。)の学生として自覚と誇りを持って、本学および派遣先大学・機関 (以下「派遣先」という。)の名誉を傷つける行動は慎まなければならない。
- (3) プログラム期間中は、日本の法令および本学の諸規則の他、派遣先の国・地域の法令および諸規則を遵守し、本学および派遣先の教職員の指示に従わなければならない。
- (4) 遵守事項に反する事態を生じさせた場合は、本プログラムへの参加取消・帰国措置を命じられても、異議を申し立ててはならない。

2. 健康管理等

- (1) 健康管理は、自らの責任で行うこと。
- (2) 渡航前に、本学が指定する海外旅行傷害保険および危機管理支援システム (J-TAS) 等へ加入すること。(海外プログラムのみ)
- (3) 既往症等ある場合は、申し出ること。
- (4) 「Off-campus Study Program参加学生 健康状況および学習面における支援自己申告書」を提出すること。
- (5) 傷病等により入院加療の医療措置が必要となった場合は、すみやかに本学および派遣先に報告するとともに教職員の指示に従うこと。ただし、これらの措置に必要な費用の内、保険の補償限度額超過分については、本人が負担すること。
- (6) 緊急に医療手当または手術の必要が生じ、本人または保証人の同意を得る時間的猶予がない場合は、本学もしくは派遣先の教職員または医師の判断によって処置することに同意すること。

3. 経費および補償

- (1) プログラムに要する費用 (実習費・宿泊費・交通費・保険料等) は、指定の期日までに納入すること。
- (2) 募集要項に定める所定の期日後に、本人の傷病、処分等の理由によってプログラムへ参加または継続ができなくなった場合、または辞退した場合には、必要経費 (派遣先から本学に請求された必要経費を含む) を負担すること。
- (3) 天災・災害・ストライキ・伝染病・政治情勢の変化・戦争・テロ、その他不可抗力に起因する事態によって、プログラムの中断や内容の変更があった場合、本学および派遣先に損害賠償を要求せず、3.(2)と同様の費用を負担すること。
- (4) 本人の不注意または本学および派遣先が管理できない状況下で、事故、病気または死亡事故が発生した場合、本学および派遣先に対して何等の金銭的またはその他の責任を問わないこと。
- (5) 本人の所有物の盗難や損害、交通事故、刑事事件等が本学および派遣先が管理できない状況下で発生した場合は、本人の責任で対応しなければならないこと。
- (6) 故意または過失により、第三者または本学に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならないこと。
- (7) プログラムの実習期間中に、本学、派遣先以外の第三者団体、個人、ホームステイ先等による不法行為が原因で本人に事故や損害が生じた場合、本人が訴訟やそれに関わる対応等の責任を負わなければならない。本学、派遣先はその責任を負わない。

4. 入国・帰国 (海外で実施されるプログラムのみ)

- (1) プログラム実施期間前に個人で入国してはならない。
- (2) プログラム実施期間終了後は、速やかに帰国しなければならない。派遣先国の滞在期間延長は、認められない。
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、本学が必要と認めたプログラム (海外交換留学、ダブルディグリープログラム、短期サマープログラムおよび短期ウィンタープログラムを含む) においては、本学が事前のガイダンスで指定する方法により、出国日および帰国日を事前に大学に申告するとともに、自己責任で現地集合し、帰着するものとする。

5. 誓約書の提出

上記事項を理解し、本人および保証人による誓約書を提出すること。